

事務連絡
令和4年8月9日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する
検査・保健・医療提供体制の確保について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

薬局については、検査キットの販売体制の強化や、経口治療薬の調剤など、感染症対策の要となる役割を担っていただいているところですが、お盆期間中の検査・保健・医療提供体制の確保について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおりお願いをしております。薬局についても、お盆期間中でも患者が適切かつ確実に検査・治療を受けられるよう、検査・保健・医療提供体制の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

事務連絡

令和4年8月9日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する検査・保健・医療提供体制の確保について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の検査・保健・医療提供体制の確保については、下記の事務連絡に基づき、各地方自治体において整備に努めていただいているところですが、お盆期間中は、帰省時の人の動きが多くなり、検査・保健・医療提供体制への影響が懸念される所です。

その一方で、休暇を取得する職員も増えることと見込まれることから、検査・保健・医療提供体制に支障が生じることがないように、その確保に万全を期していただきますよう改めてお願いいたします。

併せて、お盆期間中においても、発熱等のある患者が適切かつ確実に検査・診療をうけられるよう、各地方自治体におかれては、地域の実情に応じて、診療・検査医療機関に対するお盆期間中の体制確保要請、お盆期間中の診療・検査が可能な施設の公表、お盆期間中の臨時的発熱外来の開設などに取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- ・「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」（令和4年7月5日付け事務連絡）及び「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制について」（令和4年7月22日付け事務連絡）
- ・「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について」（令和4年7月15日付け事務連絡）
- ・「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和4年7月22日付け事務連絡（令和4年8月5日最終改正））

[担当]新型コロナウイルス感染症対策推進本部

○医療体制に関すること 医療班 廣川・角野・土橋

TEL 03-5253-1111 (内線8079)

03-3595-3205 (夜間直通)

○保健所に関すること 保健班 坂口・篠原

TEL 03-5253-1111 (内線2332/2335)

03-3595-2190 (夜間直通)

○検査体制に関すること 検査班 西倉

TEL 03-5253-1111 (内線8323)

03-6812-7813 (夜間直通)